

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する調査（概要）

※国内調査（1及び2）については、現在調査中。外国制度に関する調査は今後実施予定。

1 全市区町村調査（2400団体）

（1）閲覧請求に対する審査等に関する調査

- 審査等の取扱いについて条例等を制定しているか。
- 閲覧請求の事前の審査、予約を行っているか。
- 閲覧請求の審査について
 - ・請求者の本人確認を行っているか。
 - ・誓約書を提出させているか。
 - ・市場調査等について説明資料等の提出を求めているか。
 - ・閲覧によって請求者が取得した個人情報についてコピーなどの控えをとって確認しているか。
- 閲覧用の台帳の一部の写し作成方法

（2）閲覧請求に関する調査（平成16年度の実績）

- 請求件数
- 請求件数の請求者別内訳
 - 本人又は同一の世帯の者
 - 公務員
 - 弁護士、司法書士等
 - 公的機関
 - 報道機関
 - 学術団体
 - 市場調査会社
 - ダイレクトメール業者 等
- 請求事由別内訳
 - 世論調査、学術調査、市場調査、ダイレクトメール等

2 抽出団体調査（22団体）

（1）1（2）の内訳

- 公務員による請求の請求者別内訳
- 公的機関による請求の請求者別内訳
- ダイレクトメールの内容別内訳

（2）住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付に関する調査（平成17年5月9日（月）から13日（金）の交付実績）

- 交付件数
- 請求者別内訳

3 外国制度に関する調査

対象国 アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国等

調査内容

（1）住民登録制度の概要

- 根拠法令
- 住民登録事務の実施主体等
- 住民登録情報に関する閲覧・情報提供制度の有無

（2）閲覧（情報提供）制度を設けている国について

- 閲覧に供する情報
- 閲覧を請求できる主体
- 閲覧の審査方法
- 閲覧の方法
- 悪用防止に向けた措置（罰則等）

（3）閲覧（情報提供）制度を設けていない国について

- 過去に制度を設けていた場合廃止した理由等
- 世論調査、学術調査等で対象者を把握する代表的な手法

選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査（概要）

※国内調査については現在調査中。外国制度調査は今後実施予定。

1 全市区町村調査（2400団体）

（1）閲覧の申立てに対する審査等に関する調査

- 選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務の取扱いについて要綱等を定めているか。
- 選挙人名簿の抄本の編制順序
- 閲覧の申立ての審査について
 - ・閲覧を行う際に、申立書の提出を求めているか。
 - ・申立者の本人確認を行っているか。
 - ・団体からの申立ての場合、実際に窓口に来た者に対して当該団体の構成員であることを証明する資料の提出を求めているか。
 - ・世論調査等について、調査目的を証明する資料の提出を求めているか。
 - ・閲覧によって請求者が取得した個人情報についてコピーなどの控えをとって確認しているか。
- 選挙人名簿の抄本のコピーは可能か。

（2）閲覧制度の利用実態に関する調査（平成16年度の実績）

- 申立件数及びその申立者別内訳
 - 本人等
 - 公職の候補者（予定者を含む。）
 - 政党
 - 政治団体
 - 報道機関
 - 学術機関
 - 国、地方公共団体その他公共的団体 等
- 申立事由別内訳
 - 選挙運動・政治活動、世論調査、学術調査 等

2 外国制度に関する調査

対象国 アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国 等

調査内容

(1) 選挙人名簿制度の概要

- 選挙人名簿に登録されるための要件
- 選挙人名簿に記録された情報の閲覧・情報提供制度の有無

(2) 閲覧（情報提供）制度を設けている国について

- 閲覧に供する情報
- 閲覧を拒否する事由
- 閲覧の方法
- 悪用防止に向けた措置（罰則等）

(3) 閲覧（情報提供）制度を設けていない国について

- 過去に制度を設けていた場合、廃止した理由等
- 閲覧（情報提供）制度を設けていない理由